

米国(アメリカ)の訴訟差止命令(ASI)

遠藤 誠¹

I はじめに

訴訟差止命令（英語では「Anti-Suit Injunction」、英語略称は「ASI」、中国語では「禁訴令」）とは、契約に専属的合意管轄条項・仲裁条項がある場合や、実質的に同一の紛争が複数の国の裁判所に係属する並行訴訟の場合において、一方当事者による外国裁判所での提訴等を禁止するという差止命令をいう。また、一国の裁判所が下した「Anti-Suit Injunction」への対抗手段として、「Anti-Suit Injunction」を受けた当事者が、自国の裁判所でそれを差し止めるために「Anti-Anti-Suit Injunction」(AASI)を申請したり、既に下された他国の裁判所の判決の執行を自国で差し止めるために「執行差止命令」(Anti-Enforcement Injunction, AEI)を申請したりすることがある。

近時、欧米や中国等における標準必須特許（英語では「Standard-Essential Patent」、英語略称は「SEP」）にかかる訴訟に関し、A国の裁判所にASIが申し立てられ、その後、B国の裁判所にAASIやAEIが申し立てられるといった事態が少なからず発生している。また、EUが、中国のASI（禁訴令）はTRIPS協定違反であると主張してWTOに提訴したこと等から、ASIが大きな注目を集めている。

ASIは、古くから、英国²において、判例法上の救済手続として認められ、発展してきたものである。ASIの適用範囲は広く、例えば、国際商取引紛争等において用いられてきた。また、ASIは、司法上の救済手続として、米国を含む英国の植民地にも広まった。近時は、標準必須特許に関する紛争が増加するに従い、ASIが標準必須特許に関する紛争に適用されるようになった。

ASIの老家本元である英国のASIの状況については、本連載の第1回で解説した。そこで、本稿の第2回では、英国と同じコモンロー国である米国のASIをテーマとすることとした。

II 米国におけるASIの歴史的経緯及び発展

米国におけるASIの歴史は、19世紀末にさかのぼることができる。「Cole v. Cunningham

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。B L J 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 本稿において「英国」とは、イングランド及びウェールズをいう。

事件」は、マサチューセッツ州裁判所がニューヨーク州での訴訟を差し止めた事案であり、1890 年、連邦最高裁判所は、マサチューセッツ州裁判所によるこの措置を承認した³。この判決は、「衡平法（エクイティ）上、適切な事情があれば、当事者に他の裁判所での訴訟追行をやめさせることができる」という原則を打ち立てた。これは、米国法における ASI の初期の先例とみなされている。

20 世紀前半、州際レベルでは ASI に類する措置が散発的に用いられていたが、国際訴訟に関しては比較的少数だったとされる。転機の一つは「Unterweser 事件」である⁴。これは 1970 年に第 5 巡回区連邦控訴裁判所が扱った海事事件で、原契約にロンドン仲裁条項があったにもかかわらず米国で訴訟が提起されたため、「他の裁判所での並行訴訟は、契約上不当かつ無用の混乱を招く」として、訴訟差止命令を認めた。これは、米国で積極的に ASI（又は、それに準じる救済）を活用した初期の例といえる。

国際的な ASI 法理の大きな発展として特筆すべきは、1980 年代前半の一連の事件である。中でも、「Laker Airways Ltd. v. Sabena, Belgian World Airlines 事件」のコロンビア特別区の巡回区連邦控訴裁判所の 1984 年判決⁵は、ASI 判例の歴史における画期的なものであった。これは、米国で提起された反トラスト訴訟をめぐり、被告の外国航空会社らが英国の裁判所から米国訴訟差止命令を得たため、米国連邦地裁が、自らの管轄維持のため被告に英国訴訟関与禁止を命じたことにつき、コロンビア特別区の巡回区連邦控訴裁判所がそれを支持した事件である。同裁判所は、判決の中で、「並行訴訟がある場合、各裁判所は判決に至るまで通常は手続を進めるべきであり、単に重複しているとの理由だけで差止命令を発するべきではない。もっとも、外国訴訟が米国の裁判所の司法管轄や公政策を無に帰する等の事情がある場合には、衡平法上、ASI 発令の裁量がある」と包括的に論じた。この判決は、国際礼譲と司法保護のバランスに関する先駆的議論を提示し、米国の ASI 法理の重要判例となった。この事件以降、米国の他の巡回区連邦控訴裁判所でも ASI に関する判例が相次ぎ、各巡回区連邦控訴裁判所の傾向が徐々に明確化していった。

以降、米国では、契約紛争（裁判管轄条項、仲裁条項）、商事紛争（国際倒産、債権回収）、家事紛争（国際離婚、親権、子の引渡し）、不法行為・保険紛争（航空機事故、製品事故、集団訴訟）等の多くの事案で ASI が発令され、さらに最近では、標準必須特許に係る国際的な紛争事案において、米国の裁判所と外国の裁判所の間で ASI や AASI 等の応酬が繰り返されている。

III ASI の発令要件及び判断基準

1 連邦裁判所における発令要件と判断基準

³ Cole v. Cunningham, 133 U.S. 107 (1890).

⁴ In re Unterweser Reederei, 428 F.2d 888 (5th Cir. 1970).

⁵ Laker Airways v. Sabena, Belgian World Airlines, 731 F.2d 909 (D.C. Cir. 1984).

(1) 閾値要件

全ての巡回区連邦控訴裁判所において共通しているのは、まず二つの閾値要件を満たすことが ASI 発令の前提条件となる点である。その閾値要件とは、以下の二つである。

当事者の同一性	米国の訴訟と外国の訴訟の当事者が同一人又は実質的に同一の利害関係人であること。
争点・請求の同一性と米国訴訟の決定性	米国の裁判所に係属中の事件における主要な争点・請求が、外国訴訟におけるそれと同じか密接に関連しており、かつ米国訴訟の判決が外国訴訟を実質的に決着させ得ること。

上記の二つの閾値要件を満たすことは、各巡回区連邦控訴裁判所で共通認識とされる最低限の要件であり、これを満たさない限り、原則として ASI は検討されない。

(2) 実体的判断基準

上記閾値要件を満たす場合、次に、各巡回区連邦控訴裁判所の実体的判断基準が問題となる。この実体的判断基準に関しては、巡回区による見解の相違（サーキット・スプリット）が存在する⁶。大きく分けて、「制限アプローチ」（Restrictive Approach）と「寛容アプローチ」（Permissive Approach）の 2 つがあり、第 1 巡回区連邦控訴裁判所は、それらの中間の「折衷アプローチ」をとるとされる。各アプローチの概要は、以下のとおりである。

① 制限アプローチ

第 2、第 3、第 6、第 8、コロンビア特別区の各巡回区連邦控訴裁判所は、ASI の発令を検討する際に、国際礼让原則とのバランスを重視し、当該原則を重要視するため、「制限アプローチ」として知られている。この立場では、外国訴訟が米国の裁判所の管轄や法政策を脅かすような特殊事情がある場合にのみ ASI を許容する。具体的には、「外国での訴訟が米国の裁判所の適正な管轄権行使を妨害する恐れがある場合」又は「外国訴訟により米国の重要な公的政策（important public policy）が骨抜きにされ回避される場合」の 2 つが主要な発令事由とされる。このアプローチでは国際礼让への配慮が重視されるため、「単に重複訴訟で非効率だから」といった程度では発令は認められない。

例えば、コロンビア特別区の巡回区連邦控訴裁判所は、前述した「Laker Airways Ltd. v. Sabena, Belgian World Airlines 事件」を受けて、ASI を発令するか否かを決定する際の基本的な基準として、国際礼让原則を重視するようになった。同裁判所によると、ASI は外国裁判所の管轄権を制限するものであり、国際礼让原則を無視するものであるという。もし米国の裁判所と外国の裁判所の両方が ASI を発令した場合、当事者は宙ぶらりんな状態になり、ASI の応酬は司法手続を麻痺させることになる。さらに、ASI を発令するということ

⁶ <https://tlblog.org/cert-sought-to-resolve-circuit-split-on-anti-suit-injunction-standard/>

は、米国の裁判所が外国の司法手続を信用せず、外国の司法制度を紛争解決に不利なものと考えていることを示すものである。したがって、国際礼让原則への悪影響を避けるため、米国の裁判所は ASI を最後の手段としてのみ認めるべきであるとしている。

②寛容アプローチ

第 5、第 7、第 9 の各巡回区連邦控訴裁判所のアプローチは、「寛容アプローチ」として知られている。これらの裁判所は、特に、不必要な遅延、並行訴訟のもたらす不都合、同じ事実が異なる裁判所で審理された場合の一貫性のない判決の危険性を考慮する。このように、これらの裁判所は、ASI の発令を認めるかどうかを決定する際には、国際礼让原則を他の要素と合わせて考慮すべきであるとする。他の要因とは、通常、外国訴訟の圧迫や苦痛、重要な国内公共政策の挫折、米国の裁判所の管轄権への影響、遅延、不便、追加費用、訴訟競合の発生等を指す。このように、寛容アプローチでは、外国訴訟による不都合や当事者間の不公平をより幅広く考慮し、衡平の観点から諸事情をバランスさせて ASI 発令を判断する。

第 9 巡回区連邦控訴裁判所は、「E. & J. Gallo Winery 事件」⁷で、三段階の評価方法⁸を採用した。これによれば、不当な状況では、ASI の発令により、外国の裁判所の訴訟においてなされた差止命令を制限することができるとする。三段階の評価方法は、表 1 のとおりである。

表 1：三段階の評価方法

第 1 段階	国内外の訴訟当事者と争点が一致しているかどうか、及び米国における訴訟は ASI により規制される対象訴訟に対して重要な役割を果たしているかどうか。
第 2 段階	当事者が少なくとも以下のうち 1 つの「Unterweser 要件」を証明したかどうか。 ①他の訴訟が、最初に提訴された裁判所の地の政策の実施を妨げるかどうか。 ②他の訴訟が、訴訟の濫用又は圧迫的な訴訟に該当するかどうか。 ③他の訴訟が、最初に提訴された裁判所の物権及び準物権の管轄権を脅かしたかどうか。 ④他の訴訟によって他の合理的な対価が損なわれたかどうか。
第 3 段階	ASI の発令による国際礼让原則に対する影響を容認できるかどうか。

また、第 5 巡回区連邦控訴裁判所は、①外国訴訟が当事者に不公平かつ過度の不利益を与えるか、②外国訴訟が米国訴訟の進行を妨害・遅延させる意図があるか、③二重訴訟による無駄や矛盾判決のリスクがどの程度か等の点を総合衡量すべきとする。例えば、1996 年

⁷ Microsoft Corp. v. Motorola, Inc., 696 F.3d 872, 881 (9th Cir. 2012).

⁸ E. & J. Gallo Winery v. Andina Licores S.A., 446 F.3d 984, 989 (9th Cir. 2006).

の「Kaepa, Inc. v. Achilles Corp.事件」判決⁹は、米国メーカー（Kaepa 社）と日本代理店（Achilles 社）の紛争において、日本の裁判所の先行訴訟を差し止める米国の裁判所命令を支持した。その理由の中で、第 5 巡回区連邦控訴裁判所は、「同一事件を何千マイルも離れた外国で同時進行させれば、不公平な負担 (inequitable hardship) を当事者に強いるうえ、迅速で効率的な事件解決を阻害しかねない」、「重複訴訟により当事者に不当な負担が生じ迅速な解決が阻害される場合、ASI 発令は裁量の乱用にはあたらない」と述べ、寛容アプローチを明確にした。本件では、管轄合意は無かったものの、日本訴訟が米国訴訟に遅れて提起されたという事情があり、米国訴訟を優先させた点で注目された。

このように寛容アプローチでは、外国訴訟による当事者の不利益や米国訴訟への影響をも考慮に入れ、総合的に判断するというアプローチであり、特に「重複訴訟による不経済・不便の回避」も正当な発令理由に含めやすいのが特徴である。但し、寛容アプローチであっても無制限に ASI を発するわけではなく、最終的には「正義と公平のため明らかに必要な場合」に限るとの原則は共有していると解される。

③折衷アプローチ

第 1 巡回区連邦控訴裁判所は、上記の制限アプローチと寛容アプローチの中間に位置すると言われる。基本的には国際礼譲の重要性を強調しつつも、当事者の善意の有無や両訴訟の進行状況等を考慮要素に含めるというアプローチである。

例えば、「Quaak v. Klynveld 事件」¹⁰の第 1 巡回区連邦控訴裁判所の 2004 年判決では、「まず当事者と争点の同一性を確認した上で、各当事者の善意・悪意や両訴訟の進捗度合い等を勘案し、国際礼譲に十分配慮しつつ判断する」と判示した。

以上のように、連邦控訴裁判所では閾値要件は共通しているものの、閾値充足後の本質的基準に巡回区ごとの違いが存在する。この違いは、ASI 発令のハードルをどこまで高く設定するか（外国訴訟への介入をどこまで慎むか）という裁量の度合いの相違と言える。制限アプローチの裁判所は、裁判所の管轄維持又は重要政策保護という厳格な事由のみを認め、それ以外（例えば重複や不便のみ）はフォーラム・ノン・コンビニエンスや管轄移送等、他の手段で対処すべきと考える。一方、寛容アプローチの裁判所は、重複訴訟そのものによる不利益や戦略的提訴の害悪にも目を向け、必要なら ASI で積極的に調整し得ると考える。

2 州裁判所における発令基準と連邦との差異

米国の州裁判所においても、基本的に ASI に相当する措置を発する権限が認められている。州裁判所が扱う ASI の典型は、他の州又は外国での訴訟を差し止める場面である。各

⁹ Kaepa, Inc., Plaintiff-appellee, v. Achilles Corporation, Defendant-appellant, 76 F.3d 624 (5th Cir. 1996).

¹⁰ Quaak v. Klynveld Peat Marwick Goerdler Bedrijfsrevisoren, 361 F.3d 11 (1st Cir. 2004).

州法の判例法理には多少の差異があるものの、総じて連邦裁判所と同様に「例外的な救済」であり慎重に行使すべき」という立場でおおむね一致している。

例えば、ニューヨーク州裁判所では、「外国の裁判所における訴訟を差し止める権限の行使は、その外国法廷の権威に対する間接的な挑戦となるため、詐欺や極めて不当な事態（**fraud or gross wrong**）の危険がある場合に限り、極めて稀かつ慎重に用いられる」とされる¹¹。この基準は、典型的には、家族法上の事案（例えば、いずれかの配偶者が一方的に海外で離婚判決を取得しようとする場合）で、不公正な外国訴訟から自州の当事者を守るために発動されてきた。また、イリノイ州裁判所でも、「単なる不便さや重複訴訟の存在、他州法の方が有利といった理由だけでは不足で、外国訴訟が詐欺若しくは著しい不当をもたらす場合のみ、衡平法上の介入・差止めが正当化される」と判示されている¹²。このように、多くの州で、「明白な衡平の理由（**clear equity**）」が必要とされ、例えば、「相手方が悪意で外国訴訟を提起している」、「外国訴訟が原告の本拠地法の適用を不当に回避する目的で用いられている」等の事情が求められる。

他方、テキサス州等の一部の州では、巡回区連邦控訴裁判所の影響もあって、比較的包括的な基準を定めている。テキサス州最高裁判所は、「**Gannon v. Payne** 事件」の判決¹³で、他州訴訟差止命令（**ASI**）の適否判断のための4要素を掲げた。即ち、①自己の法廷の管轄権を守るため（**a threat to the court's jurisdiction**）、②自州の重要な公共政策の回避を防ぐため（**to prevent evasion of important public policy**）、③多重訴訟を防止するため（**to prevent a multiplicity of suits**）、④悪意・嫌がらせ的な訴訟から当事者を保護するため（**to protect a party from vexatious or harassing litigation**）である。

この4要素基準は、①と②が連邦の制限アプローチに対応し、③と④が寛容アプローチで考慮される事項も含めた包括的リストとなっている点が特徴的である。但し、テキサス州最高裁判所でも、「これら特別な事情があるごく稀な場合にのみ、礼譲の原則を破って他州訴訟の差止めを行う」と強調しており、乱用は厳に慎まれている。

総じて州裁判所も **ASI** 発令には慎重であり、特に州際礼譲（各州の司法への敬意）や国際礼譲の観点から「極めて特別な事情が示された場合に限る」という立場が一般的である。

州によっては巡回区連邦控訴裁判所の判例の理論を引用して自州基準を形成している例もある。例えば、前述したテキサス州最高裁判所の「**Gannon v. Payne** 事件」判決でも、コロンビア特別区の巡回区連邦控訴裁判所の「**Laker Airways Ltd. v. Sabena, Belgian World Airlines** 事件」判決や第9巡回区連邦控訴裁判所の「**Seattle Totems** 事件」判決等を参照して基準を定めており、巡回区連邦控訴裁判所のアプローチは、州裁判所の判断に影響を及ぼしているといえる。

¹¹ *Arpels v. Arpels*, 8 N.Y.2d 339, 170 N.E.2d 670 (N.Y. 1960).

¹² *Pfaff v. Chrysler Corp.*, 155 Ill.2d 35, 610 N.E.2d 51 (Ill. 1993).

¹³ *Fred G. GANNON v. Robert B. PAYNE*, 706 S.W.2d 304 (Tex. 1986).

IV ASI の関連法令等

米国では、ASI そのものは判例法上の救済措置であるが、ASI の発令に際して考慮すべき連邦・州の一般法規がいくつか存在する。以下、主要な関連法令を紹介する。

①連邦民事訴訟規則 (FRCP) 65 条

仮処分及び差止命令 (Injunction) の一般的手続を定める規定である。ASI は一種の差止命令なので、この規則に従って申請・発令される。例えば、暫定的な ASI を求める場合は FRCP65 条(b)の「Temporary Restraining Order」(TRO) として扱われ、被申立人への通知や担保提供の要件等が適用される。他方、恒久的な ASI は本案判決時の救済命令となり、同条(d)に基づき拘束対象を明示的に特定しなければならない。したがって FRCP65 条の遵守 (通知・聴聞・理由の明示等) は ASI 発令プロセスに不可欠である。

②オール・リッツ法 (All Writs Act, 28 U.S.C. § 1651)

連邦法であるオール・リッツ法は、「連邦裁判所はその管轄権行使を援助するために必要適切なあらゆる令状を発することができる」と定めている。ASI は、このオール・リッツ法を法的根拠としてしばしば援用される。特に、他の具体的権限規定ではカバーされないようなケースで、「自らの訴訟手続を保護するために必要である」と裁判所が判断すれば、オール・リッツ法に基づき ASI を発令し得る。もっとも、オール・リッツ法自体は救済の一般的権限を与えるのみであり、ASI の要件や基準は判例が築いてきたものになる。但し、オール・リッツ法の「管轄権行使を援助するために必要適切な」という文言は、管轄保全型 ASI の法的裏付けとなっている。

③反差止法 (Anti-Injunction Act, 28 U.S.C. § 2283)

連邦法である反差止法は、連邦裁判所が州裁判所の手続を差し止めることを原則として禁止する法律である。反差止法は、「合衆国の裁判所は、連邦法によって明示的に認められる場合、又は自らの管轄権を援助するために必要な場合、若しくは自らの判決を保護又は実効化するために必要な場合を除き、州裁判所での訴訟手続を停止する差止命令を発してはならない」と規定する。これは元来、連邦と州の裁判所の役割分担を守るための法律で、州裁判所訴訟への干渉を抑制するものであるが、例外として、①連邦法で許可された場合、②連邦裁判所の管轄維持のため必要な場合、③連邦裁判所判決の実効性確保のため必要な場合には、差止め可能とする。ASI が外国の裁判所での訴訟に向けて発せられるケースでは、本法は適用されない。しかし、連邦裁判所が州裁判所の訴訟を止める ASI を発するケースでは、本法の制約を受ける。要するに、米国内の連邦と州の間における差止めには、本法が壁となり、ASI 発令がかなり制限されることになる。

④州によっては、外国や他州での訴訟差止めに関する独自の法律や判例ルールを持つところもある。一般には前述の判例法理が適用されるが、例えばテキサス州には州反差止法 (Texas Civil Practice & Remedies Code) があり、「州内居住者に対する差止命令訴訟は、原則として、被告の居住郡でのみ提起できる」という手続上の制約を課している。このよう

に、州裁判所が ASI を発する場合、各州の独自の法律や判例ルールも斟酌される点に留意が必要である。

⑤連邦仲裁法 (Federal Arbitration Act)

連邦仲裁法自体に ASI の規定はないが、第 206 条は「連邦地裁は管轄地内の仲裁に関し適切な救済を与えることができる」と規定している。例えば、仲裁合意が存在するのに一方当事者が連邦裁判所に訴訟提起した場合、当該裁判所は、上記規定に基づき、訴訟を却下して仲裁を強制することができる。また、仲裁合意が存在するのに一方当事者が外国の裁判所に訴訟提起した場合にも、連邦裁判所は、連邦仲裁法の上記規定を根拠に外国訴訟差止命令を発令する余地があるとの指摘もある。

V ASI の効果

ASI が発令されると、その被申請人は直ちに、ASI の内容に従って、外国等での訴訟手続を中止又は取下げしなければならない。

ASI は具体的な事件を対象に発令されるが、その差止の具体的範囲は裁判所の判断で柔軟に設定される。

米国では、裁判所の ASI に従わない当事者は、法廷侮辱罪で罰せられる¹⁴。即ち、米国の裁判所は、その裁量で、その権威に対する侮辱を罰金刑及び／又は拘禁刑によって罰する権限を有する。罰金は、合衆国又は原告若しくは侮辱によって損害を受けたその他の当事者に支払われ、複数の者が損害を受けた場合には、裁判所の指示により、それらの者に分割又は配分されることがある。

米国の民事訴訟における ASI に違反した当事者に対して罰金を科した実例としては、「Jolen v. Kundan 事件」がある。即ち、2019 年 9 月 7 日、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所は、一方当事者である Kundan が ASI に従わず、また、ASI を遵守するための合理的な努力を一切しなかったとして、法廷侮辱に該当すると認定した。そして、裁判所は、裁定から 14 日以内に、Kundan が関連するインドでの全ての訴訟手続を撤回することを命じ、もし ASI に従わなかった場合には 3,000 ドルの罰金を科すものとし、さらにその後 7 日ごとに、ASI が完全に遵守されるまで 2 倍の罰金を科すものとした¹⁵。

当事者が米国内に財産を所有している場合には、強制執行が可能である。さらに、ASI の代替救済手段として、損害賠償請求が認められる場合もある。米国の裁判所が、原告の損害賠償請求を認める判決を下した場合、米国の裁判所の判決は、通常、他の国でも認められ執行される可能性が高いため、ASI に代わる救済策として損害賠償を認めることには価値が

¹⁴ 合衆国法典 (United States Code, U.S.C.) 第 18 編第 401～403 条を参照。

<https://www.law.cornell.edu/uscode/text/18/part-I/chapter-21>

¹⁵ <https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=dad4711b-ed7c-4e4e-8370-34b1a21b519f>

ある。但し、米国の裁判所が下した懲罰的賠償の金額は過大である場合が多いため、外国においてそのまま執行することは困難であり、実際、ドイツ、スイス、日本等の国で執行が拒否されたことがある¹⁶。

ASI は、米国の裁判所が管轄権を有している限り、対人的なものであり、外国の訴訟手続を起こした当事者に対してのみ命じることができる。米国の裁判所が外国の訴訟手続を妨害したり、外国の裁判所に対して審理を行わないよう命じたりするものではない。外国の裁判所は、事件を審理し続けることも可能である。しかし、ASI の被申請人が ASI に従えば、外国の裁判所における訴訟活動を停止したり訴えの取下げを行ったりするため、外国の裁判所での手続は進行不能となるか、当事者不在で終了に至る。このように、ASI は外国の裁判所の手続を間接的に終了又は凍結させる効果を有する。但し、ASI の被申請人が ASI を無視し続け、外国訴訟を継続する可能性もゼロではない。その場合、外国の裁判所が米国の裁判所の ASI をどのように見るか（尊重するか否か）は、国によって異なる。多くの国（特に英米法系以外の国）は ASI に否定的であり、自国の司法に対する干渉と受け止めて何ら配慮しないこともあり得る。しかし、ASI の被申請人は、ASI 違反者として制裁リスクを負ってまで外国訴訟を強行するインセンティブは乏しいため、実務上は、ASI が発令されれば、ほとんどの外国訴訟は取り下げられ又は中止される。

また、ASI に違反して外国訴訟を継続した結果、外国の裁判所が判決を下したとしても、当該判決は、米国では執行できない可能性が高い。なぜなら、ASI 違反により得られた外国判決は、米国の裁判所の正当な権限行使を害するものと評価され、承認が拒否される可能性が高いからである。

VI 標準必須特許紛争における ASI 及び AASI

1 総説

近年、標準必須特許（SEP）に関する訴訟において、ASI や AASI が発令される事案が増えており、世界的に議論的となっている。「標準必須特許」とは、ある標準を実施するのに必須の特許のことである。とくに無線通信技術の分野で、標準必須特許に関する国際的な法的紛争が多く生じている。標準必須特許の権利者は、一般的に、「公平で合理的かつ無差別」（Fair, Reasonable And Non-Discriminatory）な条件（FRAND 条件）でライセンスする旨を宣言（FRAND 宣言）することが多い。しかし、具体的にどのくらいの金額・率であれば、「公平で合理的かつ無差別」といえるかは、法令等には一般的で明確な基準は規定されていないため、ケースバイケースで判断する必要がある。また、標準必須特許が多数の国に係る国際標準である場合、ライセンスも多数の国における実施を認めるグローバルなものになる。すると複数の国の裁判所が国際裁判管轄権を有することになり、実質的に同一の

¹⁶ Emmanuel Gaillard, Anti-suit Injunctions in International Arbitration (IAI Seminar, Paris November 21,2003) p.148.

訴訟が複数の国の裁判所に提起され係属するという国際訴訟競合（国際並行訴訟）の状況が生じやすい。このように、標準必須特許に係る実質的に同一の事案について複数の国の裁判所で標準必須特許訴訟が提起され、並行して各訴訟の審理が進み、各国の裁判所で異なる内容の判決が下された場合、極めて不合理かつ複雑な事態が生じる。国によっては、自国の企業が外国の裁判所から不利な判決を受けることを防ぐために、裁判所が標準必須特許の紛争事件について裁判管轄権を積極的に主張する傾向が見られる。そこで、ある国の裁判所が ASI を発令すると、他の国の裁判所が AASI を発令するというように、対抗手段の応酬となることが少なくない。

2 標準必須特許紛争における ASI の紛争事件

米国において、標準必須特許紛争で ASI が初めて発令された事件としては、2012 年の「Microsoft v. Motorola 事件」がある¹⁷。この事件では、まず、マイクロソフトが、標準必須特許権者たるモトローラを被告として、FRAND 宣言違反を理由に米ワシントン州連邦地裁に提訴した。その後、モトローラは、マイクロソフトに対し、ドイツの裁判所に特許侵害差止を請求した。そこで、マイクロソフトは、モトローラによるドイツの裁判所への特許侵害差止請求を阻止するため、米ワシントン州連邦地裁に対し ASI を申し立てたところ、米ワシントン州連邦地裁はこれを認めた。理由は、Microsoft との間で米国地裁が FRAND 条件を算定する手続中であり、もし Motorola がドイツの差止め判決を執行すれば Microsoft は欧州で製品販売停止を強いられる等の重大な損害を蒙り、米国地裁での手続の実益が失われるからである。米ワシントン州連邦地裁は、「本件のような特殊事情の下では、米国地裁による限定的 ASI は正当」と判示し、FRAND 紛争において自国手続の有用性確保のため外国での差止めを凍結するという手法を認容した。この判例は、国際特許訴訟における裁判所間の調整例として世界的に注目された。

その後、米国では、「TCL v. Ericsson 事件」（2015 年）、「Huawei v. Samsung 事件」（2018 年）、「Continental v. Avanci 事件」（2019 年）、「Ericsson v. Apple 事件」（2021 年）等においても、ASI 申立てが認容された。

とくに、中国の裁判所が発した差止命令に米国の裁判所が ASI で対抗するという構図で大きな注目を集めたのが、「Huawei v. Samsung 事件」である¹⁸。Huawei と Samsung は各国で標準必須特許のクロスライセンス交渉が決裂し、Huawei が中国の深圳市中級人民法院で Samsung 製品に対する販売差止め判決（仮執行付）を得た。他方、Samsung はカリフォルニア州北部地区連邦地裁で Huawei による FRAND 義務違反を主張する訴訟を提起していた。Huawei が中国判決の強制執行を図ったため、Samsung は米国で ASI を申請した。その結果、カリフォルニア州連邦地裁は、2018 年 4 月、Huawei に対し、深圳市中級

¹⁷ Microsoft v. Motorola 871 F.Supp.2d 1089, 1098-100 (W.D. Wash. 2012).

¹⁸ Huawei Technologies, Co. v. Samsung Electronics Co., 340 F. Supp. 3d 934 (N.D. Cal. 2018).

人民法院の差止め判決を執行・行使しないよう命じる ASI を発令した。裁判所は第 9 巡回区連邦控訴裁判所の Gallo 基準を適用し、「(i) 両当事者・争点は同一、(ii) 中国差止命令がこのまま執行されれば Samsung は中国市場から排除され、米国での契約訴訟 (FRAND 紛争処理) が無意味になる重大な危険がある、(iii) 一時的に中国での執行を止めても Huawei は金銭的救済で保護可能」と判断して ASI を認めた。Huawei は反論したが退けられ、Huawei は米国訴訟終結まで中国判決を凍結せざるを得なくなった。本件は、その後の米中裁判所間の ASI 応酬の端緒となった。

3 標準必須特許紛争における AASI の紛争事件

米国における標準必須特許に関する AASI の紛争事件としては、2019 年の「Ericsson v. Samsung 事件」のテキサス州東部地区連邦地方裁判所マーシャル支部の決定がある¹⁹。この決定は、米国で初めて標準必須特許紛争において AASI が発令された事例といわれている。

携帯通信機器メーカーであるサムスンと特許保有者であるエリクソンは、携帯電話通信規格に必要な標準必須特許のクロスライセンス契約をめぐる長期にわたり交渉していた。しかし交渉が決裂し、両社は世界各地で訴訟を提起した。

2020 年 9 月、サムスンは中国の武漢市中級人民法院に訴訟を提起し、エリクソンの 5G 標準必須特許に関する「グローバル FRAND レート」の設定を求めた。サムスンは、同時に、中国以外の国での特許権行使を止めるために「行為保全」としての ASI (禁訴令) を申し立てた。武漢市中級人民法院はサムスンの申請を認め、エリクソンに対し世界中での標準必須特許訴訟の提起・続行や差止請求等を禁止する ASI (禁訴令) を発令した。

他方、エリクソンは、サムスンに提示したライセンス条件が FRAND 宣言等に適合することの確認を求めて、2020 年 12 月にテキサス州東部地区連邦地裁に訴えを起こした。エリクソンは中国の ASI により米国での特許権行使が妨げられていると主張し、サムスンに中国訴訟の利用を禁じる「Anti-Interference Injunction」(これは、実質的に、「Anti-anti-suit injunction」(AASI) に相当する) を求めた。

テキサス州東部地区連邦地裁は、2021 年 1 月 11 日、暫定的な AASI を発令した。その内容は、サムスンに対し、(ア) 中国訴訟において米国裁判所の管轄権を侵害するような行為を行わないこと、(イ) 中国法院における ASI の執行やそれに基づく罰金請求を求めないこと、(ウ) エリクソンが ASI に違反したとして科された罰金・制裁金を負担し補償すること、(エ) これらを第三者に告知し、裁判所の命令遵守を保証することを命じるものであった。

テキサス州東部地区連邦地裁が AASI 発令を決定した理由は、以下のとおりである。

①米国の Anti-suit injunction の発動にあたっては、「外国訴訟が被告にとって挑発的・抑圧的か」、「国内裁判所の管轄や政策を損なうか」等の Unterweser 要素を検討するところ

¹⁹ Ericsson Inc. v. Samsung Electronics Co., No. 2:20-CV-00380-JRG (E.D. Tex. 2021).

であるが、今回求められたのは外国訴訟を差し止める命令ではなく、外国裁判所の ASI の行使を禁じる AASI であるので、Unterweser 要素を柔軟に適用すべきである。

②中国訴訟と米国訴訟が重複するか否かという点については、中国訴訟は世界的な特許料率の設定を求めるものであり、米国訴訟は FRAND 義務の履行や米国特許の侵害の賠償に関するものであり、法的請求が異なるため、中国訴訟と米国訴訟は重複していない。

③もしサムスンの ASI を認めると、エリクソンが米国特許訴訟を起こす権利が剥奪され、米国裁判所の管轄権が事実上無に帰すことになる。

④中国の法院が ASI を発令する際、エリクソンは事前の手続や抗弁の機会を与えられなかった。ASI は期間も制限されず、エリクソンに高額な罰金を科すものであることに鑑みると、中国の ASI は一方的で、衡平法上不公平な手続である。

⑤中国の ASI に従えばエリクソンは世界中で SEP 訴訟や救済を求めることができなくなる。これがエリクソンの知的財産権行使等を行う権利を不当に奪うことになることを考えると、米国での訴訟継続を保護する必要がある。

ちなみに、2021 年 5 月 6 日、エリクソンとサムソンは、グローバルな特許ライセンス契約を締結し、全世界の訴訟を終結させたと報じられた。

Ⅶ おわりに

以上に述べたとおり、米国の各地域の連邦裁判所が適用する基準には、制限アプローチ、寛容アプローチ等の違いがあり、また、各州裁判所においても違いがある。ASI に対するアプローチが理論上いかに分かれていると、実務上は、慎重姿勢のもと必要最小限の場合にのみ ASI が発令されている。

しかし、最近の動向として、国際的な裁判所間の競争が激化しつつある点が挙げられる。とくに、国際的な標準必須特許紛争事件において、中国やインドの裁判所が米国企業に対し ASI を発令し、米国がそれに反発するという、従来にはなかった事態が生じている。これは世界各国の裁判所が自国の裁判管轄や産業政策を守ろうとしていることの表れであり、今後も類似事案が増える可能性がある。このような状況では、各国の礼譲バランスが崩れ、ASI や AASI 等の応酬がエスカレートする危険があると指摘されている²⁰。将来的には、国際協調によるガイドラインの策定等、新たな枠組みが模索される可能性もあるが、現時点では、そのような具体的な動きはみられない。現下のトランプ政権の姿勢を見る限り、少なくとも米国では、むしろ「自国ファースト」の傾向が強まっているように思われる。

いずれにせよ、日本企業や日本の法律実務家としては、今後も、ASI に関わる紛争事案に備えるため、米国等の外国における ASI の議論状況を注視していく必要性が高いといえよう。

²⁰ <https://bclawreview.bc.edu/articles/54/files/639aaa81a2abb.pdf>

※ 初出：『特許ニュース No.16448』（経済産業調査会、2025 年、原題は「世界の訴訟差止命令（ASI） 第 2 回 米国」

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。